

災害時に県が応急仮設住宅として  
借り上げ可能な<sup>\*1</sup>民間賃貸住宅

# 大募集!!

応急仮設住宅として提供可能な住宅の事前登録に、  
ご協力をお願いします

(入居を制限するものでは、ありません)

## 住宅要件

- ① 原則として昭和56年6月以降に建設されたもの
  - ② 家賃（月額）：9万円以内
- ※ その他の費用の金額：災害時の国との協議等により決定します

## 契約の主な 基本事項

- ① 県、被災者、貸主による定期建物賃貸借契約
- ② 契約期間：2年以内
- ③ 費用負担<sup>\*2</sup>  
県 ⇒ 家賃、共益費、敷金、礼金、火災保険料、仲介手数料  
その他の契約に不可欠な費用  
被災者 ⇒ 電気・水道・ガス代、家賃に含まれない駐車場料金 等

Point!

県が家賃負担

Point!

空き住戸の活用

Point!

入居中でも登録可

## お問い合わせ先

TEL : 055-223-1730

山梨県 県土整備部 建築住宅課 企画担当

\*1 被災者が選定し、県に対し借上げの申請をした住宅について、県が入居者要件、住宅要件等を審査の上、借り上げます。

\*2 敷金は修繕に要した費用を退去後に負担します。仲介手数料は家賃0.5か月分+税です。

【注意】記載の内容は、今後の国との協議等により変更となる場合があります。

【注意】サービス付き高齢者向け住宅については、別途基準があります。

登録方法 ① 次の団体の会員の方は、事務局にお問い合わせ下さい。

(公社)山梨県宅地建物取引業協会 TEL:055-243-4300  
 (公社)全日本不動産協会山梨県本部 TEL:055-223-2103

② 上記以外の方は、山梨県 県土整備部 建築住宅課 企画担当まで、メール、FAX又は郵送でお願いいたします。  
 メール:kenchikujutaku@pref.yamanashi.lg.jp TEL:055-223-1730 FAX:055-223-1736 400-8501 甲府市丸の内1-6-1

※ 届出書は、建築住宅課のホームページからダウンロードできます。ご活用下さい。  
 アドレス:http://www.pref.yamanashi.jp/kenchikujutaku/index.html

届出日 年 月 日

### 災害時に提供可能な民間賃貸住宅 届出書【棟登録用】

届出者

住所

氏名

TEL

記入上の注意

- ・「階建」は、建物全体の階数を記入して下さい。
- ・「管理戸数」は、本届出書で登録できる戸数を記入して下さい。
- ・「空き戸数」は、管理戸数のうち、空き戸数を記入して下さい。

番号	所在地 (市町村名から記入)	建物名	構造	階建	築年月	管理戸数	間取り	専有面積 (㎡)	賃料 (月額)	共益費 等 (月額)	エレベーター の有無	駐車場 の有無	駐車場の 料金 (月額)	仲介業者(仲介業者がない場合は、貸主)		備考	
														名称	住所		連絡先
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
例	〇〇市△丁目1番2号	レジデンス 〇〇〇	木造	2	H15.3	10	2LDK	30.3	56,000	3,000	有	有	家賃含	〇〇〇△△不動産	甲府市……………	055-223-……	入居中